

## 資料 4 - 1 騒音に係る環境基準

### 旧環境基準（平成11年3月31日まで）

#### 一般地域

地域の区分	基準値			
	類型	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午前7時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
特に静穏を要する地域	A A	45ホン (A)以下	40ホン (A)以下	35ホン (A)以下
主として住居の用に供される地域	A	50ホン (A)以下	45ホン (A)以下	40ホン (A)以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	B	60ホン (A)以下	55ホン (A)以下	50ホン (A)以下

備考 1 愛媛県では、A A 類型は地域指定していない。  
2 基準値は、中央値(L<sub>50</sub>)により評価した値である。

#### 道路に面する地域

地域の区分	基準値		
	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
A地域のうち2車線の道路に面する地域	55ホン (A)以下	50ホン (A)以下	45ホン (A)以下
A地域のうち2車線をこえる道路に面する地域	60ホン (A)以下	55ホン (A)以下	50ホン (A)以下
B地域のうち2車線以下の道路に面する地域	65ホン (A)以下	60ホン (A)以下	55ホン (A)以下
B地域のうち2車線をこえる道路に面する地域	65ホン (A)以下	65ホン (A)以下	60ホン (A)以下

備考 基準値は、中央値(L<sub>50</sub>)により評価した値である。

都市計画に基づく用途地域等	類型指定地域の区分	
	改正前	改正後
第1種低層住居専用地域	A 類型	新 A 類型
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域		
準住居地域	B 類型	新 C 類型
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域		

### 改正環境基準（平成11年4月1日から）

#### 一般地域

地域の区分	基準値		
	類型	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
特に静穏を要する地域	A A	50デシベル 以下	40デシベル 以下
専ら住居の用に供される地域	A	55デシベル 以下	45デシベル 以下
主として住居の用に供される地域	B	55デシベル 以下	45デシベル 以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60デシベル 以下	50デシベル 以下

備考 1 愛媛県では、A A 類型は地域指定していない。  
2 基準値は、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)により、評価した値である。

#### 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

備考 基準値は、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)により、評価した値である。

#### 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
70(45) デシベル以下	65(40) デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(括弧内の値)によることができる。

備考 基準値は、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)により、評価した値である。

##### 幹線交通を担う道路

- ・高速自動車国道 ・一般国道 ・県道
- ・市町村道(4車線以上)
- ・自動車専用道路

##### 幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路  
道路端から15メートルまでの範囲
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路  
道路端から20メートルまでの範囲

1. 騒音の評価手法について ( $L_{50}$ から $L_{Aeq}$ への変更)

騒音評価手法としての $L_{50}$ と $L_{Aeq}$ との一般的特性を比較すると次のとおり。

	$L_{Aeq}$	$L_{50}$
基本的特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音のエネルギー平均値 (dB表示値)</li> <li>突発的、間欠的な音に影響される。(時間的、空間的安定性は高くない=感度が高い。)</li> <li>騒音の変動特性によらず適用でき複合騒音にも適用容易。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音レベルの中央値</li> <li>突発的、間欠的な音に影響されにくい。(時間的、空間的安定性が高い=感度が低い。)</li> <li>騒音の特性が異なる場合や複合騒音の場合の評価が困難。</li> </ul> <p>また、異なる騒音に対する測定結果を相互に比較することが困難。</p>
両指標により同時に計測した場合、騒音の変動の度合いにより程度は異なるが、通常 $L_{Aeq}$ の方が $L_{50}$ よりも値が大きくなる。		
住民反応との関係	間欠的な騒音をはじめ騒音の暴露量が数量的に必ず反映されるため住民反応と比較的よく対応する。	$L_{Aeq}$ と比較すれば、間欠的な騒音が数量的に反映されにくいいため、住民反応との相関はあまりよくない。
予 測	騒音のエネルギーを時間平均したものであるため、予測地点の騒音分布を再現しなくても騒音のエネルギー平均値を予測すれば足りる点で予測計算が簡略化・明確化される。	騒音分布に左右されるので、厳密には、予測地点における騒音分布を再現する必要がある点で予測計算が行いにくい。(ただし、経験式による予測の実績はあり)
測 定	騒音レベルの変動に敏感な指標であるため、変動が大きい場合には、ある程度の時間をかけて測定しなければ安定したデータが得られない。(安定性と実用性の両立が課題)	比較的短時間の測定で安定したデータを得ることができる。
国際的動向	国際的に多くの国や機関で採用されており、国際的なデータの比較が非常に容易。	国際的にはほとんど使用されていないので、国際的なデータの比較が難しい。

資料4 - 2 環境騒音測定結果

(1)一般地域

(平成12年度)

測定場所	測定年月日	環境基準 類型	騒音レベル(dB : L <sub>Aeq</sub> )		環境基準適合状況		
			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
松山市桑原	平成13年2月26日～2月27日	A	51	44			
松山市東石井町	平成13年3月12日～3月13日	A	49	41			
八幡浜市大字松柏甲	平成12年11月22日～11月23日	A	47	43			
八幡浜市大字八代	平成12年11月22日～11月23日	A	45	32			
新居浜市中萩町	平成13年2月9日～2月10日	A	41	36			
西条市喜多川	平成13年3月26日～3月27日	A	56	44	x		x
大洲市田口甲	平成13年1月18日～1月19日	A	63	52	x	x	x
川之江市川之江町西新町	平成13年3月13日～3月16日	A	50	46		x	x
川之江市妻鳥町中下	平成13年3月21日～3月22日	A	49	50		x	x
伊予三島市下柏町	平成12年4月17日～4月18日	A	48	47		x	x
伊予三島市中曾根町	平成12年10月16日～10月17日	A	55	51		x	x
伊予三島市具定町	平成12年10月26日～10月27日	A	57	52	x	x	x
伊予市下吾川	平成12年10月26日～10月27日	A	48	41			
伊予市米湊	平成12年10月26日～10月27日	A	49	45			
東予市高田	平成13年2月23日～2月24日	A	43	48		x	x
温泉郡重信町野田	平成12年10月31日～11月9日	A	56	49			
温泉郡重信町大字見奈良	平成12年11月13日～11月14日	A	56	40	x		x
松前町南黒田	平成12年10月24日～10月25日	A	44	36			
A類型地域：18地域		環境基準適合地点数(小計)			14	11	9
		環境基準達成率(%)			50.0		

松山市福角町	平成13年2月29日～2月20日	B	47	37			
松山市北斎院町	平成13年2月19日～2月20日	B	53	46		x	x
松山市南吉田町	平成13年3月7日～3月8日	B	55	44			
松山市清水町	平成13年3月14日～3月15日	B	54	52		x	x
松山市中村	平成13年3月5日～3月6日	B	51	44			
松山市北梅本町	平成13年3月12日～3月13日	B	53	45			
松山市森松町	平成13年2月22日～2月23日	B	61	54	x	x	x
松山市東方町	平成13年2月26日～2月27日	B	54	48		x	x
今治市大新田町	平成12年11月16日～11月28日	B	55	49		x	x
今治市北日吉町	平成12年11月16日～11月28日	B	53	43			
今治市東門町	平成12年11月30日～12月6日	B	46	38			
八幡浜市大字向灘	平成12年11月17日～11月18日	B	42	32			
八幡浜市大字松柏乙	平成12年11月17日～11月18日	B	51	46		x	x
八幡浜市大字五反田	平成12年11月22日～11月23日	B	49	39			
新居浜市松の木町	平成13年1月19日～1月20日	B	43	37			
新居浜市宇高町	平成13年1月19日～1月20日	B	41	38			
新居浜市庄内町	平成13年3月16日～3月17日	B	45	36			
新居浜市船木	平成13年3月9日～3月10日	B	49	42			
新居浜市船木	平成13年3月9日～3月10日	B	48	42			
新居浜市本郷	平成13年2月9日～2月10日	B	45	43			
西条市氷見丙	平成13年3月22日～3月23日	B	50	44			
西条市大町	平成13年3月21日～3月22日	B	59	51	x	x	x
大洲市柚木	平成12年12月21日～12月22日	B	60	51	x	x	x
川之江市川之江町大門	平成13年3月13日～3月16日	B	50	43			
川之江市金生町下分川原田	平成13年3月22日～3月23日	B	52	44			
川之江市柴生町南柴生	平成13年3月16日～3月19日	B	49	44			
川之江市妻鳥町土居	平成13年3月21日～3月22日	B	46	45			
伊予三島市中曾根町	平成12年4月18日～4月19日	B	52	44			
伊予三島市中之庄町	平成13年1月10日～1月11日	B	53	49		x	x
伊予三島市寒川町	平成12年11月8日～11月9日	B	59	50	x	x	x
伊予三島市豊岡町大町	平成12年11月14日～11月15日	B	49	40			
伊予三島市下柏町	平成12年4月13日～4月14日	B	57	56	x	x	x
伊予市下吾川	平成12年10月26日～10月27日	B	49	40			
北条市久保	平成12年11月27日～11月28日	B	47	36			
東予市喜多台	平成13年2月23日～2月24日	B	46	49		x	x
温泉郡重信町大字牛淵	平成12年10月30日～10月31日	B	58	50	x	x	x
温泉郡重信町大字樋口	平成12年10月30日～10月31日	B	61	49	x	x	x
松前町北黒田	平成12年10月24日～10月25日	B	49	37			
松前町浜	平成12年10月24日～10月25日	B	43	40			
松前町筒井	平成12年10月24日～10月25日	B	51	44			
松前町筒井	平成12年10月24日～10月25日	B	50	44			
喜多郡長浜町大字白滝甲	平成12年9月7日～9月8日	B	51	51		x	x
B類型地域：42地域		環境基準適合地点数(小計)			35	27	27
		環境基準達成率(%)			64.3		

松山市三津	平成13年2月22日～2月23日	C	55	40			
松山市西垣生町	平成13年3月7日～3月8日	C	55	47			
松山市松前町	平成13年3月5日～3月6日	C	57	51		x	x
松山市三番町	平成13年3月14日～3月15日	C	55	53		x	x
八幡浜市本町	平成12年11月17日～11月18日	C	46	41			
新居浜市政枝町	平成13年3月16日～3月17日	C	41	31			
西条市明屋敷	平成13年2月20日～2月21日	C	45	35			
西条市ひうち	平成13年3月13日～3月14日	C	52	48			
大洲市若宮	平成13年1月18日～1月19日	C	74	69	x	x	x
大洲市徳森	平成12年12月21日～12月22日	C	68	61	x	x	x
川之江市金生町下分通町	平成13年3月5日～3月6日	C	54	52		x	x
川之江市上分町本町	平成13年3月16日～3月19日	C	47	44			
川之江市妻鳥町浜田	平成13年3月6日～3月7日	C	57	58		x	x
伊予三島市村松町	平成12年10月30日～10月31日	C	57	50			
伊予三島市朝日	平成12年10月5日～10月6日	C	56	55		x	x
北条市辻	平成12年11月27日～11月28日	C	48	41			
東予市壬生川	平成13年2月23日～2月24日	C	48	47			
喜多郡長浜町大字長浜甲	平成12年9月7日～9月8日	C	51	45			
C類型地域：18地域		環境基準適合地点数(小計)			16	11	11
		環境基準達成率(%)			61.1		
		環境基準達成地点数			47		
		全調査地点数			78		
		一般地域の騒音環境基準達成率(%)			60.3		

## (2)道路に面する地域

(平成12年度)

道路名	測定地点	測定年月日	車線数	環境基準類型	車道端からの距離(m)	道路敷地境界からの距離(m)	低騒音舗装の有無	等価騒音レベル(dB:LAeq)		環境基準値との比較		
								昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	松山市久米久保田町873-1	平成12年10月16日～10月17日	4	C	3.5	0	無	73	68	×	×	×
国道56号	松山市土居田町60-1	平成12年10月18日～10月19日	4	C	3.5	0	無	73	68	×	×	×
国道317号	今治市大新田町5丁目	平成12年11月16日～11月28日	2	B	3	0	無	70	65			
県道今治波方港線	今治市北日吉町1丁目	平成12年11月16日～11月28日	5	B	3	0	無	70	65			
国道56号	宇和島市和霊元町2丁目	平成12年11月28日～11月29日	4	B	1	1	無	67	61			
県道八幡浜保内線	八幡浜市大字大平1番耕地1556番地	平成12年12月1日～12月2日	2	C	5	3	無	62	58			
国道197号	八幡浜市大字松柏乙1101番地	平成12年12月1日～12月2日	2	C	5	3	無	68	67		×	×
県道八幡浜宇和線	八幡浜市大字五反田1番耕地158番地2	平成12年12月8日～12月9日	2	B	7	2	無	68	61			
国道378号	八幡浜市大字八代192番地の1	平成12年12月8日～12月9日	2	B	5	3	無	68	58			
国道11号	西条市大町1038-4	平成13年1月16日～1月19日	2	B	2.2	0.3	無	78	76	×	×	×
県道壬生川新居浜野田線	西条市新田183-1	平成12年12月12日～12月15日	4	B	4.1	0	無	71	65	×		×
国道56号	大洲市若宮965-11	平成13年1月18日～1月19日	2	C	2	0	無	69	67		×	×
国道56号	大洲市徳森219	平成12年12月21日～12月22日	2	C	2	0	無	73	69	×	×	×
国道11号	川之江市市川之江町981-1	平成13年1月10日～1月18日	2	C	3		無	76	75	×	×	×
国道192号	川之江市妻鳥町1168	平成13年1月23日～1月29日	2	C	0.5		無	74	70	×	×	×
国道11号バイパス	川之江市妻鳥町2033-1	平成13年1月17日～1月19日	4	C	4.3		無	67	61			
県道上分三島線	川之江市妻鳥町1342-1	平成13年1月17日～1月19日	1	A	1.0		無	67	56			
県道川之江大豊線	川之江市上分町693-33	平成13年1月17日～1月19日	2	C	1.3		無	66	58			
県道大野原川之江線	川之江市金生町山田井	平成13年1月10日～1月11日	2	B	3.8		無	68	63			
県道金生三島線	川之江市妻鳥町307-1	平成13年1月23日～1月29日	1	C	0.5		無	65	54			
国道11号バイパス	伊予三島市下柏町15-1	平成13年2月20日～2月21日	2	B	14	10	無	66	62			
県道上猿田三島線	伊予三島市中之庄町668-1	平成13年2月22日～2月23日	1	B	0	0	無	69	60			
国道11号	伊予三島市宮川1丁目1223-4	平成13年3月12日～3月13日	2	C	5	5	無	74	74	×	×	×
国道56号	伊予市米湊522-1	平成12年10月26日～10月27日	2	C	6.5	4.3	無	72	69	×	×	×
国道56号	伊予市下吾川950-3	平成12年10月26日～10月27日	2	B	9	6.4	無	69	65			
国道196号	北条市磯河内甲100	平成12年11月20日～11月21日	2	B	1	0	無	71	64	×		×
県道湯山北条線	北条市久保395-13	平成12年11月20日～11月21日	2	B	1	0	無	69	63			
県道湯山北条線	北条市辻1169-78	平成12年11月17日～11月18日	2	B	1	0	無	69	66		×	×
県道湯山北条線	北条市辻1348	平成12年11月17日～11月18日	2	C	1	0	無	64	61			
国道196号	東予市北条734-1	平成12年11月24日～11月25日	2	B	3	2	無	65	62			
国道11号	宇摩郡土居町大字津根2116-1	平成12年11月9日～11月10日	2	B	1	0	無	76	75	×	×	×
国道11号	宇摩郡土居町大字入野843-1	平成12年11月9日～11月10日	2	B	1	0	無	75	74	×	×	×
国道11号	周桑郡小松町大字新屋敷甲496	平成12年11月24日～11月25日	2	A	2.5	1.1	無	77	75	×	×	×
国道11号	重信町大字牛淵1034-1	平成12年11月8日～11月9日	4	C	4	1	無	75	70	×	×	×
国道11号	重信町大字志津川1400	平成12年10月30日～10月31日	4	B	4	1	無	76	70	×	×	×
県道松山川内線	重信町大字横河原1369	平成12年10月30日～10月31日	2	C	1.5	1	無	69	63			
国道56号	松前町北黒田263	平成13年1月30日～1月31日	2	B	2	0.5	無	73	70	×	×	×
県道22号	松前町筒井1175	平成13年2月22日～2月23日	2	B	1	1	無	72	65	×		×
県道22号	松前町筒井1445	平成13年1月30日～1月31日	2	B	1	0	無	68	63			
国道378号	喜多郡長浜町大字長浜甲1026-2	平成12年9月7日～9月8日	2	C	0.5	0.5	無	70	64			
県道大洲長浜線	喜多郡長浜町大字白滝甲278-2	平成12年9月7日～9月8日	2	B	0.5	0.5	無	69	63			
近接空間：4地点			環境基準適合地点数(小計)					24	24	21		
			環境基準達成率(%)					51.2				

市道内港喜田村	今治市美須賀町1丁目	平成12年11月30日～12月6日	2	B	3	0	無	68	62	×	×	×
市道国道朔日市線	西条市大町250-81	平成12年12月5日～12月8日	2	B	2.7	0.4	無	71	64	×	×	×
市道川之江山田井線	川之江市市川之江町2981-1	平成13年1月10日～1月11日	2	B	1.4		無	70	62	×	×	×
市道中村山田井線	川之江市妻鳥町531-1	平成13年1月23日～1月29日	2	B	0.5		無	70	68	×	×	×
B類型地域：4地点			環境基準適合地点数(小計)					0	0	0		
			環境基準達成率(%)					0				

市道	宇和島市和霊元町4丁目	平成12年11月28日～11月29日	1	C	1	1	無	44	42			
C類型地域：1地点			環境基準適合地点数(小計)					1	1	1		
			環境基準達成率(%)					100				

全調査地点数		46
環境基準値以下の地点数		22
全体の騒音環境基準達成率(%)		47.8

資料4 - 3 自動車交通騒音調査結果

(平成12年度)

道路名	調査地点	測定年月日	車線数	環境基準類型	車道端からの距離(m)	道路敷地境界からの距離(m)	低騒音舗装の有無	等価騒音レベル(dB:L <sub>Aeq</sub> )		街区数	住居等戸数	環境基準達成戸数			環境基準達成率(%)		
								昼間	夜間			昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日
県道新居浜角野線	新居浜市久保田町	平成12年10月16日～10月17日	6	C	4.2	0	無	71	64	37	378	256	378	256	68	100	68
国道317号	今治市別宮	平成12年10月18日～10月19日	2	C	5	0	無	69	63	9	46	44	46	44	96	100	96
県道壬生川新居浜野田線	新居浜市多喜浜新田	平成12年11月16日～11月28日	4	B	3.2	0	無	71	64	31	215	169	214	169	79	100	79
県道今治港線	今治市米屋町	平成12年11月16日～11月28日	4	C	3.9	0	無	67	59	18	147	147	147	147	100	100	100
県道菅田五郎停車場線	大洲市徳森	平成12年11月28日～11月29日	2	C	0	0	無	75	66	36	381	219	352	219	57	92	57
県道湯山北条線	北条市中須賀	平成12年12月1日～12月2日	2	C	0	0	無	71	68	49	342	232	206	206	68	60	60
県道宇和島港線	宇和島市寿町	平成12年12月1日～12月2日	2	C	2.5	0	無	67	61	15	241	241	241	241	100	100	100
県道伊予西条停車場線	西条市大町	平成12年12月8日～12月9日	2	C	5.7	0	無	62	55	39	436	436	436	436	100	100	100
県道蕪崎土居線	土居町中村	平成12年12月8日～12月9日	1	A	0	0	無	66	58	33	172	172	172	172	100	100	100
県道長浜中村線	長浜町大字下須戒	平成13年1月16日～1月19日	2	B	0	0	無	65	55	14	285	285	285	285	100	100	100
国道197号	八幡浜市東矢野町		3				無			36	456	324	357	324	71	78	71
県道新居浜角野線	新居浜市松木町		4				無			27	313	313	313	313	100	100	100
国道317号	今治市近見町		2				無			35	414	362	414	362	87	100	87
県道八幡浜宇和線	八幡浜市五反田		2				無			24	398	316	397	316	79	100	79
県道東予港三津屋線	東予市北条		2				無			8	67	41	67	41	61	100	61
県道新居浜東港線	新居浜市観音原町		2				無			12	34	29	18	18	85	53	53
県道糸山公園線	今治市波止浜		2				無			31	175	175	175	175	100	100	100
国道378号	八幡浜市八代		2				無			30	388	371	381	371	96	98	96
県道上猿田三島線	伊予三島市中之庄		1				無			49	573	573	573	573	100	100	100
県道伊予北条停車場線	北条市辻		2				無			6	62	62	62	62	100	100	100
計										539	5523	4767	5234	4730	86	95	86

資料 4 - 4 騒音規制法の特定施設及び愛媛県公害防止条例の騒音発生施設

1 騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第一）

1	金属加工機械
	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
	ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
	ヌ タンブラー
ル 切断機（といしを用いるものに限る。）	
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉋物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
	ロ アスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	イ ドラムパーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
	ハ 砕木機
	ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）	
ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）	
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

2 愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設（愛媛県公害防止条例施行規則別表第4）

1	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
2	セメント製品製造機械であつて、次に掲げるもの
	ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
3	撚糸機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	工業用動力マシン（同一工場又は事業場に30台以上設置されている場合に適用する。）
5	木材加工機械であつて、次に掲げるもの
	ア ジェットパーカー
	イ ロックパーカー
	ウ チェンパーカー

資料 4 - 5 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(騒音規制法及び愛媛県公害防止条例)

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼 間	夕	夜 間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	4 5 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下
第 2 種区域	5 0 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下
第 3 種区域	6 5 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下
第 4 種区域	7 0 デシベル 以下	7 0 デシベル 以下	7 0 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

備考 1 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

2 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90% レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90% レンジの上端の数値とする。

資料4 - 6 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

(平成13年3月31日現在)

施設区分 市町名	騒音規制法												県公害防止条例									
	特定施設数												届事業 工場 場数	騒音発生施設数								届事業 工場 場数
	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破砕機等	織機	建設用資材	製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機	合成樹脂用機	射出成型機		鑄造機	計	冷凍機	セメント製品	製造機械	ねん糸機	工業用動力	ミシン	
川之江市	31	539	2	0	7	0	72	79	119	6	0	855	126	78	5	0	0	0	83	29		
伊予三島市	17	654	10	0	7	0	89	80	69	4	0	930	103	37	1	0	0	5	43	23		
土居町	14	77	13	35	1	0	6	0	5	38	0	189	28	10	3	0	0	0	13	5		
新居浜市	292	1,511	132	0	4	0	78	0	59	16	5	2,097	176	173	5	3	130	4	315	35		
西条市	90	923	13	104	7	17	124	0	15	80	0	1,373	121	132	7	51	58	1	249	22		
東予市	32	277	0	575	4	0	14	6	6	0	0	914	63	5	8	7	277	0	297	12		
小松町	17	31	0	30	3	0	19	0	2	0	0	102	19	4	9	0	46	0	59	4		
丹原町	17	27	1	0	1	0	0	0	6	0	14	66	21	0	0	0	40	0	40	1		
今治市	87	281	1	4,166	2	22	226	0	47	6	5	4,843	335	281	2	4,166	0	226	4,675	290		
北条市	5	37	0	892	0	0	16	0	3	0	0	953	16	25	6	52	0	0	83	17		
松山市													1,551	11	210	289	3	2,064	353			
重信町	0	8	32	0	0	0	3	0	0	0	0	43	6	0	0	0	0	0	0	0		
伊予市	8	71	3	20	0	0	48	0	28	0	0	178	38	82	0	0	0	9	91	20		
松前町	0	582	6	0	0	0	0	0	1	0	0	589	3	22	1	1	35	0	59	5		
長浜町	12	36	1	0	2	0	96	0	6	16	0	169	48	10	4	0	106	2	122	11		
大洲市	3	55	7	0	0	0	41	0	4	0	0	110	20	0	0	0	0	41	41	9		
八幡浜市	4	35	0	62	1	0	21	2	51	0	0	176	37	45	0	0	284	2	331	21		
宇和島市	49	112	0	8	3	19	120	0	52	0	0	363	110	81	7	0	7	1	96	46		
計	678	5,256	221	5,892	42	58	973	167	473	166	24	13,950	1,270	2,536	69	4,490	1,272	294	8,661	903		



資料 4 - 7 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の騒音の規制に関する基準

区域の区分	作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
告示別表第1号区域	くい打機、くい打機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 $\text{dB}$ 以下	午後7時から翌日の午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日休日
	びょう打機を使用する作業	"	"	"	"	"
	さく岩機を使用する作業	"	"	"	"	"
	空気圧縮機を使用する作業	"	"	"	"	"
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	"	"	"	"	"
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	"	"	"	"	"
	特定作業 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	"	"	"	"	"
	特定作業 ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 $\text{dB}$ 以下	午後9時から翌日の午前6時まで	"	制限なし	制限なし
告示別表第2号区域	くい打機、くい打機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 $\text{dB}$ 以下	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日休日
	びょう打機を使用する作業	"	"	"	"	"
	さく岩機を使用する作業	"	"	"	"	"
	空気圧縮機を使用する作業	"	"	"	"	"
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	"	"	"	"	"
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	"	"	"	"	"
	特定作業 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	"	制限なし	"	"	"
	特定作業 ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 $\text{dB}$ 以下	"	"	制限なし	制限なし

備考1 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- (1) 第1種区域
  - (2) 第2種区域
  - (3) 第3種区域
  - (4) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
- 4 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

資料4 - 8 特定建設作業及び特定作業に係る届出状況

(平成12年度)

区分	作業区分	市町名																			計
		川之江市	伊予三島市	土居町	新居浜市	西条市	東予市	小松町	丹原町	今治市	北条市	松山市	重信町	伊予市	松前町	長浜町	大洲市	八幡浜市	宇和島市		
騒音規制法	1 くい打機等を使用する作業	0	2	2	8	2	1	0	0	1	1		1	0	1	0	0	0	1	20	
	2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
	3 さく岩機を使用する作業	0	0	0	2	3	0	0	0	1	0		0	0	0	0	0	0	0	6	
	4 空気圧縮機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0		1	0	1	0	0	0	1	6	
	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
	6 バックホウを使用する作業	0	3	0	5	1	1	0	0	5	0		3	0	3	0	0	0	1	22	
	7 トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	2	3	
	8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	2	
	計	0	5	2	15	7	4	0	0	10	1		5	0	5	0	0	0	5	59	
県公害防止条例	1 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する建設作業	1	2	0	6	1	2	0	0	6	1	265	3	0	5	0	0	2	0	294	
	2 ハンマーを使用する板金作業、製罐作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	2	0	6	1	2	0	0	6	1	265	3	0	5	0	0	2	0	294	
合計		1	7	2	21	8	6	0	0	16	2		8	0	10	0	0	2	5	353	

## 資料4 - 9 騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度

### 旧要請限度（平成12年3月31日まで）

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時～ 午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第1種区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第2種区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち、2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち、2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

- 備考1 区域の区分欄の第1種区域から第4種区域とは、工場・事業場に係る騒音規制地域の区域に同じ。
- 2 騒音の評価は、中央値( $L_{50}$ )によって行う。
- 3 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる5日間について、昼間、朝・夕及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上（当該区分の時間が4時間に満たない場合は、当該区分の全時間）行う。
- 4 騒音の大きさは、昼間、朝・夕及び夜間の区分ごとのすべての測定値の平均値とする。

### 改正要請限度（平成12年4月1日から）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち、2車線以上の車線を有する道路及びc区域の道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

- 備考1 区域の区分は、次のとおり。
- a区域は、騒音環境基準に係るA類型の地域
- b区域は、騒音環境基準に係るB類型の地域
- c区域は、騒音環境基準に係るC類型の地域
- 2 騒音の評価は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )による。
- 3 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行い、時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

### 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
75デシベル	70デシベル

備考 測定値は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )である。

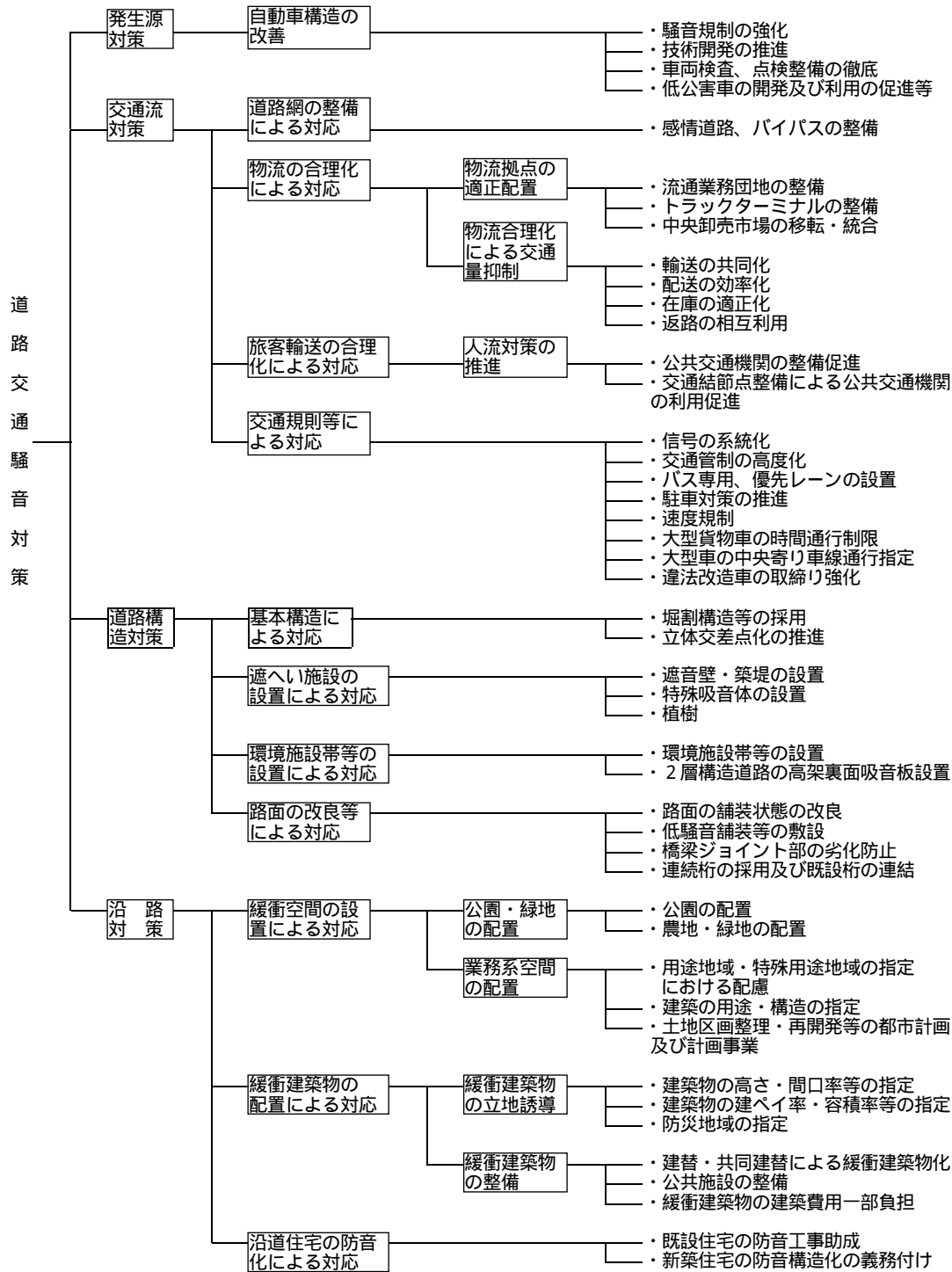
#### 幹線交通を担う道路

- ・高速自動車国道 ・一般国道 ・県道
- ・市町村道（4車線以上）
- ・自動車専用道路

#### 幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路  
道路端から15メートルまでの範囲
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路  
道路端から20メートルまでの範囲

資料 4 - 10 道路交通騒音対策の体系図



資料：環境省

資料 4 - 11 拡声機による騒音の規制

拡声機の使用制限	<p>1 商業宣伝の拡声機の使用制限</p> <p>学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲30mの区域においては、正午から午後6時までの間でこれらの施設の敷地境界における音量が65デシベルを超えない場合を除いて、商業宣伝を目的とする拡声機の利用禁止</p>									
	<p>2 商業宣伝の航空機の拡声機使用制限</p> <p>拡声機の使用時間は正午から午後6時までとし、音量は、地上において65デシベルを超えないこと。</p>									
	<p>3 1、2のほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用する場合の厳守事項</p> <p>(1) 拡声機の使用時間は午前9時（日曜日、休日は午前10時）から午後8時まで</p> <p>(2) 幅員4m未満の道路においては拡声機を使用しないこと。</p> <p>(3) 地上10m以上の箇所においては拡声機を使用しないこと。</p> <p>(4) 商業宣伝を目的として同一場所では、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。</p> <p>(5) 人の居住する建築物の敷地境界線における拡声機の音量は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th> <th>第1種区域</th> <th>第2種区域</th> <th>第3種区域</th> <th>第4種区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音量</td> <td>55デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> <td>70デシベル以下</td> <td>75デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	音量	55デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下
区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域						
音量	55デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下	75デシベル以下						

- 特例
- 1 災害時の広報宣伝又は公共的団体の広報
  - 2 公職選挙法に基づく選挙活動
  - 3 祭礼、運動会等で一時的に拡声機を使用する場合